

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

全国法院涉外商事海事裁判業務座談会会議紀要  
（最高人民法院により2021年12月31日発布）

目次

涉外商事部分

- 一、事件管轄について
- 二、訴訟当事者について
- 三、涉外送達について
- 四、涉外訴訟の証拠について
- 五、涉外民事関係の法律適用について
- 六、域外法の調査について
- 七、会社紛争に関わる事件の審理について
- 八、金融紛争に関わる事件の審理について
- 九、外国裁判所判決の承認及び執行申立事件の審理について
- 十、出国制限について

海事部分

- 十一、運送契約に係る紛争事件の審理について
- 十二、保険契約に係る紛争事件の審理について
- 十三、船舶物権に係る紛争事件の審理について
- 十四、海事権利侵害に係る紛争事件の審理について
- 十五、その他の海事事件の審理について

仲裁司法審査部分

- 十六、仲裁合意の効力確認申立事件の審査について
- 十七、仲裁判断の取消し又は不執行申立事件の審査について
- 十八、外国仲裁判断の承認及び執行申立事件の審査について
- 十九、仲裁司法審査手続のその他の問題について
- 二十、香港・マカオ・台湾に関わる商事海事事件の参照適用について

涉外商事部分

- 一、事件管轄について

1.【排他的管轄合意の推定】涉外契約又はその他の財産権益紛争の当事者が締結した管轄合意に、一つの国の裁判所が管轄する旨が明確に約定されているものの、当該管轄合意が非排他的管轄合意であるとは約定されていない場合には、当該管轄合意は排他的管轄合意であるものと推定しなければならない。

2.【非対称管轄合意の効力認定】涉外契約又はその他の財産権益紛争の当事者が締結した管轄合意に、一方当事者は一以上の国の裁判所の中からいずれかの国の裁判所を選択して訴訟を提起することができるが、他方当事者はある特定の国の裁判所にしか訴訟を提起することができない旨が明確に約定されており、公平を欠くことを理由として当事者が当該管轄合意の無効を主張した場合には、人民法院は、これを支持しない。但し、管轄合意が消費者若しくは労働者の権益に関わり、又は民事訴訟法の専属管轄規定に違反する場合を除く。

3.【越境消費者のインターネット通販契約の管轄合意の効力】ネットワーク電子商取引プラットフォームが様式条項を使用して消費者と越境インターネット通販契約を締結し、契約に含まれる管轄条項について合理的な方式を講じ消費者に注意を喚起しなかった場合において、消費者が民法典第 496 条の規定に基づき、当該管轄条項は契約内容とならないと主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

ネットワーク電子商取引プラットフォームが消費者に注意を合理的に喚起する義務を尽くしてはいるものの、当該管轄条項が消費者の住所地国以外の国の裁判所における訴訟を約定し、消費者が救済を求めるコストを不合理に加重している場合において、消費者が民法典第 497 条の規定に基づき、当該管轄条項の無効を主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

4.【主従契約で異なる管轄裁判所を約定する場合の処理】主契約と担保契約とで異なる国又は地域の裁判所の管轄をそれぞれ約定し、かつ、約定が民事訴訟法の専属管轄規定に違反していない場合には、管轄合意の約定によって管轄裁判所をそれぞれ確定しなければならない。当事者が『『中華人民共和国民法典』に関連する担保制度の適用に関する最高人民法院の解釈』第 21 条第 2 項の規定に基づき、主契約に基づいて管轄裁判所を確定することを主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

## 二、訴訟当事者について

5.【「明確な被告がいること」の認定】住所地が中華人民共和国領域外にある被告に対して原告が訴訟を提起し、当該被告の存在の証明を提供することができる場合には、民事訴訟法第 122 条第 2 号に定める「明確な被告がいる」に適合する。被告の存在の証明は、有効期限内にある被告の商業登記証、身分証明、契約書等の文書資料でよく、原告に上記の証明について公証認証手続を行うよう強制的に要求しないものとする。

6.【国外会社の訴訟代表者資格の認定】中華人民共和国領域外で登記設立された会社が、デッドロック、解散、更生、破産等が起きたことが原因で、登記地国の裁判所により司法管理人、清算管理人又は破産管理人を既に指定されている場合には、当該管理人は、当該会社を代表して訴訟

に参加することができる。

管理人は、登記地国の裁判所が下した判決・裁定及びその公証認証手続等に関連する文書を提出してその訴訟代表資格を証明しなければならない。人民法院は、上記の証拠について質証を組織しなければならない。登記地国の裁判所が下した判決・裁定が我が国の法院の承認を経ていないことのみを理由に他方当事者が管理人の訴訟代表資格を否認する場合には、人民法院は、これを支持しない。

7.【外国籍当事者による公民代理委託の手続審査】民事訴訟法司法解释第 528 条及び第 529 条の規定に基づき、涉外民事訴訟における外国籍当事者が本人に訴訟代理人を委託し、若しくは本国の弁護士に非弁護士の身分をもって訴訟代理人を担当するよう委託する場合、又は外国に在る中国大使館・領事館職員が本国の公民からの委託を受けて訴訟代理人を担当する場合には、民事訴訟法第 61 条第 2 項第 3 号の規定は適用せず、当事者が所在する社区、単位又は関係する社会団体の推薦状を提出する必要はない。

8.【外国当事者の一括授権の手続審査】外国当事者が訴訟代理人に複数の事件又は単一の事件の複数の手続の代理を一括で授権し、当該授権について公証認証又は司法共助協定が定める関連証明手続が行われている場合には、訴訟代理人は、授権委託書の授権範囲及び有効期限内において訴訟代理行為に従事する権限を有する。当該訴訟代理人の授権が個別の事件又は手続について公証認証又は証明手続が行われていないことを理由に相手方当事者が異議を提出する場合には、人民法院は、これを支持しない。

9.【管轄権異議申立ての国外郵送提出の審査】当事者は、中華人民共和国領域外から管轄権異議申立てを郵送提出又は委託提出する場合には、その主体資格証明及び有効な連絡方式を提出しなければならない。提出しない場合には、人民法院は、その提出した管轄権異議について審査をしない。

### 三、渉外送達について

10.【郵便送達返還の処理】人民法院が中華人民共和国領域内に住所を有しない受送達者に司法文書を郵便送達した場合において、郵便物が返還され、かつ、原因として「あて所に該当者なし」、「あて所に居住者なし」等の事由が記載されていたときは、郵便方式を用いて送達することができないものとみなす。

11.【電子送達】人民法院が中華人民共和国領域内に住所を有しない受送達者に司法文書を送達する場合において、受送達者の所在国の法律が電子送達方式を禁止していないときは、人民法院は、民事訴訟法第 274 条の規定により、電子送達方式を採用することができる。但し、我が国が締結又は参加する国際条約の規定に違反する場合を除く。

受送達者の所在国が「ハーグ送達条約」の加盟国であり、かつ、条約のもとで郵便方式の送達に拒否を宣言している場合には、当該国は電子送達方式を認めていないものと推定しなければならない。

ず、人民法院は、電子送達方式を採用することができない。

**12.【外国自然人の国内送達】**人民法院が外国の自然人に対して次の各号に掲げる方式を採用して送達し、受送達者が受け取ったことを確認できた場合には、有効な送達とする。

- (一) 当該自然人が国内で設立した外商独資企業気付での送達
- (二) 当該自然人が国内において法定代表者、会社董事、監事及び高級管理職員を務める企業気付での送達
- (三) 当該自然人の同居成年家族気付での送達
- (四) 受送達者が受け取ったことを確認できるその他の方式を通じた送達

**13.【送達場所の認定】**中華人民共和国領域内に住所を有しない当事者が送達場所確認書には記入をしていないものの、訴訟の過程で提出した書面資料に住所を明確に記載している場合には、当該住所を送達場所と認定することができる。

**14.【管轄権異議文書の送達】**涉外商事事件の管轄権異議手続に係る管轄権異議申立書、答弁書等の司法文書について、人民法院は、対立当事者間でのみ送達を行うことができる。但し、管轄権異議裁定書については、全当事者を列挙し、かつ、全当事者に送達しなければならない。

#### 四、涉外訴訟の証拠について

**15.【外国裁判所判決、仲裁判断等の証拠としての認定】**外国裁判所が下した法的効力の生じた判決・裁定又は外国仲裁機構が下した仲裁判断を一方当事者が証拠として提出した場合には、人民法院は、双方当事者の質証を組織した後に審査・認定を行わなければならない。但し、当該判決・裁定又は仲裁判断が認定した事実は、民事訴訟法司法解釈第 93 条第 1 項に定める、当事者が挙証・証明する必要がない事実に属さない。当該判決・裁定又は仲裁判断が人民法院の承認を経ないことのみを理由に証拠として使用することができないと一方当事者が主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

**16.【域外公文書証】**「民事訴訟の証拠に関する最高人民法院の若干の規定」第 16 条に定める公文書証には、外国裁判所が下した判決・裁定、外国行政機関が発行した文書、並びに外国公共機関が発行した商業登記、出生及び死亡証明、婚姻状況証明等の文書が含まれる。但し、外国鑑定機構等の私的機関が発行した文書は含まれない。

公文書証が中華人民共和国領域外で形成された場合には、所在国の公証機関の証明を経なければならず、又は相応の証明手続を履行しなければならない。但し、インターネット方式を通じて公文書証の真実性を審査することができる場合、又は双方当事者がいずれも公文書証の真実性に対して異議を有しない場合を除く。

17.【法廷審理における通訳費用の負担】訴訟過程において通訳人が出廷することで生じる通訳費用については、「訴訟費用納付弁法」第12条第1項の規定に基づき、通訳を主張し、又は通訳義務を負う一方当事者が通訳機構に直接前納し、人民法院は、代理徴収・代理納付してはならない。

人民法院は、裁判文書において通訳費用を記載し、かつ、「訴訟費用納付弁法」第29条の規定に基づき、敗訴者が負担することを確定しなければならない。一部勝訴及び一部敗訴の場合には、人民法院は、事件の具体的状況に基づき、当事者が各自負担する金額を決定する。

#### 五、涉外民事関係の法律適用について

18.【国際条約に定めのない事項及び留保する事項の法律適用】中華人民共和国が締結又は参加する国際条約につき、涉外民商事事件における具体的紛争について規定がなく、又は事件の具体的紛争が留保事項に関わる場合には、人民法院は、涉外民事関係法律適用法等の法律の規定に基づき、適用すべき法律を確定する。

19.【「国際物品売買契約に関する国際連合条約」の適用】営業所が「国際物品売買契約に関する国際連合条約」の異なる締結国にある当事者が締結した国際物品売買契約については、当該条約の規定を自動的に適用しなければならない。但し、当事者が当該条約の適用を排除することを明確に約定した場合を除く。人民法院は、法廷弁論終結前に、当該条約の適用に関する具体的意見について当事者に質問しなければならない。

20.【法律と国際条約との一致した解釈】人民法院が涉外商事事件の審理において適用する中華人民共和国の法律及び行政法規の規定に2種類以上の合理的解釈が存在する場合には、人民法院は、中華人民共和国が締結又は参加する国際条約と相互一致する解釈を選択しなければならない。但し、中華人民共和国が留保を宣言した条項を除く。

#### 六、域外法の調査について

21.【域外法調査のルート】人民法院が事件を審理する際に域外の法律を適用すべき場合には、次の各号に掲げるルートを通じて調査することができる。

- (1) 当事者の提供
- (2) 中国・外国法の専門家の提供
- (3) 法律調査サービス機構の提供
- (4) 最高人民法院国際商事専門家委員の提供

- (5) 我が国と司法共助協定を締結している締約相手国の中央機関の提供
- (6) 当該国に駐在する我が国の大使館・領事館の提供
- (7) 我が国に駐在する当該国の大使館・領事館の提供
- (8) その他の合理的なルート

上記のルートを通じて提供された域外の法律の資料及び専門家の意見については、法廷において提示し、かつ、各当事者の意見を十分に聴取しなければならない。

**22.【国際商事専門家委員への諮問意見提供の委託】** 人民法院は、最高人民法院国際商事専門家委員に対し、事件の審理に関わる国際条約、国際商事規則及び域外法律の調査及び適用等の法的問題について諮問意見の提供を委託する場合には、高級人民法院を通じ最高人民法院国際商事法廷協調指導弁公室に対して書面委託書の郵送提出処理をし、意見の提供を必要とする法律の所属国、法律部門、法的紛争等の内容を記載し、かつ、関連資料を添付しなければならない。

**23.【域外法専門家の出廷】** 当事者は、民事訴訟法第 82 条の規定により、域外法専門家の出廷を申し立てることができる。

人民法院は、専門家の意見書に記載されている域外法の理解について、出廷した専門家に尋問を行うことができる。当事者は、法廷の許可を経て、出廷した専門家に尋問を行うことができる。専門家は、域外法の調査事項以外の法廷審理活動に関与してはならない。専門家が現場出廷をすることができない場合には、人民法院は、事件審理の必要に基づき、ビデオ方式を採用して尋問することができる。

**24.【域外法の内容の確定】** 双方当事者が提出した域外法の内容が同一であり、又は当事者が相手方の提出した域外法の内容に対して異議を有しない場合には、人民法院は、域外法の根拠としてこれを確定することができる。当事者が相手方の提出した域外法の内容に対して異議を有する場合には、人民法院は、質証・認証の状況を併せ考慮して審査・認定を行わなければならない。人民法院は、域外法の内容について当事者に紛争が存在することのみを理由に、域外法の調査不能を認定してはならない。

**25.【域外法調査不能の認定】** 当事者が域外法を提供しなければならない場合には、人民法院は、事件の具体的状況に基づき、域外法調査の期限を指定することができ、かつ、当事者の申立てにより期間を適当に延長することができる。当事者が延長期限内に依然として提供することができない場合には、域外法の調査不能とみなす。

**26.【域外法の調査費用】** 適用すべき域外法について、涉外民事関係法律適用法第 10 条第 1 項の規定に基づき当事者が提供する場合には、調査費用は当事者が調査者に直接支払い、人民法

院は、代理徴収・代理納付してはならない。人民法院は、当事者の訴訟請求及び具体的な事件の内容に基づき、域外法調査により当事者に発生した合理的な費用について、これを支持することができる。

#### 七、会社紛争に関わる事件の審理について

27.【国外会社の内部決議の効力についての法律適用】中華人民共和国領域外で登記設立された会社がなした内部決議の効力について、人民法院は、登記地国の法律を適用し、かつ、会社定款の関連する規定と併せ考慮してこれを審査・認定しなければならない。

28.【国外会社の意思表示の認定】中華人民共和国領域外で登記設立された会社の取締役が会社を代表して契約書、書簡、データ電文等の媒体に署名して契約を締結する行為については、当該会社がなした意思表示とみなすことができる。当該会社の印章が押されていないことは、代表行為の効力に影響を及ぼさない。但し、当事者が別段の約定をし、又は登記地国の法律に別段の定めがある場合を除く。

会社定款又は会社権力機構の取締役の代表権に対する制限については、善意の相手方に対抗することはできない。但し、登記地国の法律に別段の定めがある場合を除く。

29.【外商投資企業の匿名投資合意紛争】外商投資企業の匿名投資合意により生じた紛争について、実質投資者が外商投資企業における自身の出資者としての身分の確認を請求し、又は出資者としての身分の変更を請求し、かつ、自身は既に実際に投資しており、なおかつ名義の出資者以外のその他の出資者が実質投資者の出資者としての身分を承諾していることを証拠を提供して証明した場合には、その訴訟請求に対して、以下の方式に従って処理する。

- (1) 外商投資企業が外商投資参入許可ネガティブリストの投資禁止領域に属する場合には、人民法院は、これを支持しない。
- (2) 外商投資企業が外商投資参入許可ネガティブリスト以外の投資領域に属する場合には、人民法院は、所持する出資持分を実質投資者の名義に移転登記する義務を名義の出資者が履行し、外商投資企業は出資持分の移転登記手続の処理に協力する義務を負うとの判決をしなければならない。
- (3) 外商投資企業が外商投資参入許可ネガティブリストの投資制限領域に属する場合には、人民法院は、名義の出資者は所持する出資持分を実質投資者の名義に移転登記する義務を履行し、かつ、外商投資企業の認可申請手続の処理に協力せよとの判決をしなければならない。判決には、認可申請手続が履行されない場合には実質投資者が自ら認可申請することができる旨を同時に記載することができる。

相手方が既に名義の出資者から外商投資企業の出資持分を善意で取得しているため、又は実質投資者が前項第3号によって認可申請した後に外商投資企業の主管機関の認可を得なかったた

めに、出資持分の変更が事実上実現不可能となった場合には、実質投資者は、匿名投資合意について、契約の損害賠償の訴えを別途提起することができる。

#### 八、金融紛争に関わる事件の審理について

30.【独立保証状の支払停止申立ての初歩的実体審査】人民法院は、独立保証状詐欺紛争事件を審理する場合には、当事者が提出する独立保証状の支払停止申立てに対し、「独立保証状紛争事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定」第14条の規定に基づいて審査を行い、かつ、第12条の規定に基づき、詐欺の支払停止事由の存在の有無について初歩的実体審査を行わなければならない。第16条の規定に基づき、裁定において、初歩的に判明した事実及び支払停止申立て許否の理由を列挙しなければならない。

31.【信用状通知銀行の故意・過失及び責任の認定】通知銀行の信用状に基づく義務は、信用状の外観上の真正性を審査・確認し、かつ、これを正確に通知することである。通知銀行は、通知義務の履行に故意・過失が存在し、かつ、受益者に損害をもたらすこととなった場合には、相応の権利侵害責任を負担しなければならない。但し、賠償額は、信用状に基づく未払金金額及び利息を上回らないものとする。受益者が基礎契約において受けた損害を通知銀行が賠償することを受益者が主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

32.【外貨の支払遅延利息】外貨の支払遅延の状況において、当事者が支払遅延について利息の損害を主張する場合に、当事者に約定があるときは、当事者の約定に従って処理する。当事者に約定がないときは、中国銀行の同時期・同種の外貨貸付利率を参照して計算することができる。

#### 九、外国裁判所判決の承認及び執行申立事件の審理について

33.【審査標準及び適用範囲】人民法院は、外国裁判所判決・裁定の承認及び執行申立事件を審理する場合には、民事訴訟法第289条及び民事訴訟法司法解释第544条第1項の規定に基づき、当該国と我が国が国際条約について締結又は共同参加しているか否かをまず審査しなければならない。国際条約がある場合には、国際条約に従って処理する。国際条約がなく、又は国際条約があるものの国際条約では関連事項に対して規定していない場合には、具体的な審査標準について、本紀要を適用することができる。

破産事件、知的財産権事件、不正競争事件及び独占事件は、比較的強い地域性及び特殊性を有するため、関連する判決の承認及び執行に、本紀要を適用しない。

34.【申立人住所地の裁判所が管轄する事由】申立人が外国裁判所判決・裁定の承認を申し立てているものの、被申立人が我が国国内に住所地を有さず、かつ、その財産も我が国国内にない場合には、申立人住所地の中級人民法院が管轄することができる。

35.【申立資料】申立人は、外国裁判所判決・裁定の承認及び執行を申し立てる場合には、申立書を提出し、かつ、次の各号に掲げる文書を添付しなければならない。



- (1) 判決書の正本又は誤りがないことの証明を経た副本
- (2) 判決が既に法的効力を生じていることを証明する文書
- (3) 欠席判決の場合には、外国裁判所が適法に欠席当事者に呼出しをしたことを証明する文書

判決・裁定が前項第 2 号及び第 3 号の事由について既に説明をしている場合には、その他の証明文書を提出する必要はない。

申立人が提出した判決及びその他の文書が外国語である場合には、翻訳機構の印章を押印した中国語訳版を添付しなければならない。

申立人が提出した文書が我が国の領域外で形成されたものである場合には、公証認証手続きを行い、又は中華人民共和国と当該所在国とが締結した関係する国際条約で定める証明手続きを履行しなければならない。

**36. 【申立書】**申立書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申立人及び被申立人。申立人又は被申立人が自然人である場合には、その氏名、性別、生年月日、国籍、住所及び身分証明書番号を記載しなければならない。法人又は非法人組織である場合には、その名称、住所地並びに法定代表者又は代表者の氏名及び役職を記載しなければならない。
- (2) 判決を下した外国裁判所の名称、裁判文書の事件番号並びに訴訟手続の開始日及び判決日
- (3) 具体的な請求及び理由
- (4) 判決の執行を申し立てる場合には、被申立人の財産の状況及び財産の所在地を提供し、かつ、当該判決の我が国領域外での執行状況を説明しなければならない。
- (5) その他説明が必要な状況

**37.【被申立人への送達】**当事者が外国裁判所判決・裁定の承認及び執行を申し立てた場合には、人民法院は、裁判文書において、相手方当事者を被申立人としなければならない。双方当事者がいずれも申立てを提出した場合には、いずれも申立人とする。

人民法院は、申立書の副本を被申立人に送達しなければならない。被申立人は、申立書の副本を受け取った日から 15 日以内に意見を提出しなければならない。被申立人が中華人民共和国領域内に住所を有しない場合には、申立書の副本を受け取った日から 30 日以内に意見を提出しなければ

ならない。被申立人が上記期間内に意見を提出しないことは、人民法院の審査に影響を及ぼさない。

38. 【管轄権異議の処理】人民法院が外国裁判所判決・裁定の承認及び執行申立事件を受理した後、被申立人は、管轄権について異議がある場合には、申立書の副本を受け取った日から15日以内に提出しなければならない。被申立人が中華人民共和国領域内に住所を有しない場合には、申立書の副本を受け取った日から30日以内に提出しなければならない。

人民法院は、被申立人が提出した管轄権異議に対して、審査をし、かつ、裁定を下さなければならない。当事者は、管轄権異議の裁定に対して不服がある場合には、上訴を提起することができる。

39. 【保全措置】当事者が人民法院に外国裁判所判決・裁定の承認及び執行を申し立て、人民法院が申立てを受理した後、当事者が財産保全を申し立てた場合には、人民法院は、民事訴訟法及び関連する司法解釈の規定を参照して執行することができる。申立人は、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合には、申立てを却下する裁定をする。

40. 【立件審査】申立人の申立てが立件条件に適合しない場合には、人民法院は、これを受理しないとの裁定をし、同時に、不受理の理由を説明しなければならない。既に受理した場合には、申立てを却下する裁定をする。当事者は、不服がある場合には、上訴を提起することができる。人民法院がこれを受理しないとの裁定又は申立てを却下する裁定をした後で、申立人が再度申立てをし、かつ、受理の条件に適合する場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

41. 【外国裁判所判決の認定標準】人民法院は、外国裁判所判決・裁定の実質的な内容に基づき、当該判決・裁定が民事訴訟法第289条に定める「判決・裁定」に属するか否かを審査・認定しなければならない。

外国裁判所が民商事事件の実体的紛争に対して下した判決、裁定、決定、命令等の法的文書及び刑事事件において民事損害賠償について作成した法的文書は、民事訴訟法第289条に定める「判決・裁定」に属すると認定しなければならない。但し、外国裁判所が作成した保全裁定及びその他の手続的法的文書は、含まれない。

42. 【判決の効力発生の認定】人民法院は、判決を下した国の法律に基づき、当該判決・裁定が既に法的効力を生じたか否かを審査しなければならない。上訴の余地があり、又は上訴過程にある判決・裁定は、民事訴訟法第289条に定める「法的効力の生じた判決・裁定」に属さない。

43. 【判決の真実性及び終局性を確認することができない事由】人民法院は、外国裁判所判決・裁定の承認及び執行申立事件を審理する場合において、審査の結果、外国裁判所判決・裁定の真実性を確認することができず、又は当該判決・裁定が未だ法的効力を生じていないときは、申立てを却下する裁定をしなければならない。申立てを却下した後で、申立人が再度申立てをし、かつ、受理の条件に適合する場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

44.【互恵関係の認定】人民法院は、外国裁判所判決・裁定の承認及び執行申立事件を審理する場合において、次の各号に掲げる事由の一つがあるときは、互恵関係が存在すると認定することができる。

- (1) 当該裁判所の所在国の法律に基づき、人民法院が下した民商事判決が当該国の裁判所の承認及び執行を得られること。
- (2) 我が国と当該裁判所の所在国が互恵の了解又は共通認識を達成していること。
- (3) 当該裁判所の所在国が外交ルートを通じ我が国に対して互恵承諾をし、又は我が国が外交ルートを通じ当該裁判所の所在国に対して互恵承諾をしており、かつ、当該裁判所の所在国がこれまでに互恵関係の不存在を理由に、人民法院が下した判決・裁定の承認及び執行を拒絶したということを証明する証拠がないこと。

人民法院は、互恵関係の存否について、事件ごとに審査・確定しなければならない。

45.【懲罰的賠償判決】外国裁判所判決の判示事項が損害賠償金であり、かつ、実際の損害を明らかに超える場合には、人民法院は、超過部分について承認及び執行をしないとの裁定をすることができる。

46.【承認及び執行をしない事由】外国裁判所が下した法的効力の生じた判決・裁定について、人民法院は、互恵原則に従って審査を行った後、次の各号に掲げる事由の一つがあることを認定した場合には、承認及び執行をしないとの裁定をする。

- (一) 中華人民共和国の法律に基づき、判決を下した国の裁判所が事件に対して管轄権がないこと。
- (二) 被申立人が適法な呼出しを受けず、若しくは適法な呼出しを経たものの合理的な陳述及び弁論の機会を得ず、又は訴訟能力がない当事者が適当な代理を得なかったこと。
- (三) 判決が詐欺の方式で取得されたこと。
- (四) 人民法院が既に同一の紛争に対して判決を下し、又は同一の紛争について第三国が下した判決若しくは仲裁判断を既に承認及び執行したこと。

外国裁判所が下した法的効力の生じた判決・裁定が中華人民共和国の法律の基本原則又は国家の主権・安全若しくは社会公共の利益に反する場合には、承認及び執行をしない。

47.【仲裁合意に違反して下された外国判決の承認】外国裁判所が欠席判決を下した後で、当事者が人民法院に当該判決の承認及び執行を申し立てた場合において、人民法院は、審査の結果、紛争当事者に有効な仲裁合意が存在することを発見し、かつ、欠席当事者が仲裁合意を放棄した

旨を明示していないときは、当該外国裁判所判決を承認及び執行しないとの裁定をしなければならない。

48.【申立人による申立撤回に対する処理】人民法院が外国裁判所判決・裁定の承認及び執行申立事件を受理した後、裁定を下す前に、申立人が申立ての撤回を請求した場合には、許可する裁定をすることができる。

人民法院が申立ての撤回を許可する裁定をした後で、申立人が再度申立てをし、かつ、受理の条件に適合する場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

申立人が正当な理由なく尋問手続への参加を拒む場合には、申立人が自動的に申立てを撤回したものと処理する。

49.【外国裁判所判決の承認及び執行の報告届出及び通報メカニズム】各級人民法院は、当事者が外国裁判所判決の承認及び執行を申し立てた事件について結審した場合には、裁定を下してから 15 日以内に、級を追って最高人民法院まで報告して届け出なければならない。届出資料には、申立人が提出した申立書、外国裁判所判決及びその中国語訳版並びに人民法院が下した裁定が含まれる。

人民法院が互惠原則に基づいて審査を行う事件については、裁定を下す前に、処理予定意見を当該管轄区に属する高級人民法院に報告して審査を行わせなければならない。高級人民法院は、処理予定意見に同意する場合には、その審査意見を最高人民法院に報告して審査を受けなければならない。最高人民法院の回答が到着した後に限り、裁定を下すことができる。

#### 十、出国制限について

50.【出国制限の適用条件】「第 2 回全国涉外商事海事審判業務會議紀要」第 93 条に定める「訴訟から逃れ、又は法定義務の履行から逃れる可能性」とは、申立人が提起した民事訴訟に比較的高い勝訴可能性があり、被申立人の方に、出国を利用して訴訟から逃れ、及び法定義務の履行から逃れる可能性が存在することをいう。申立人が出国制限の申立てを提出した場合には、人民法院は、申立人に担保提供を要求することができ、担保額は、通常、訴訟請求額に相当するものでなければならない。

被申立人が中華人民共和国領域内に不足なく差押えに供することができる財産を有する場合には、当該被申立人に対し出国制限措置を講じてはならない。出国を制限された被申立人又はその法定代表者若しくは責任者が有効な担保を提供し、又は法定義務を履行した場合には、人民法院は、直ちに制限解除の決定を下し、かつ、公安機関に通知しなければならない。

#### 海事部分

## 十一、運送契約に係る紛争事件の審理について

### （一）海上貨物運送契約

51.【荷送人の識別】船荷証券又はその他の運送証書に記載された荷送人が、運送人又はその代理人に対して船腹予約をした者と一致しない場合には、船荷証券又はその他の運送証書の記載は、運送人・荷送人双方にとって初歩的な証明効力を有するにすぎず、人民法院は、運送契約の締結及び履行の状況を併せ考慮して荷送人を正確に認定しなければならない。船腹予約者が他人の委託を受け、かつ、他人の名義をもって、又は他人のために船腹を予約したことを証明する証拠がある場合には、人民法院は、海商法第 42 条第 3 号 1.の規定に基づき、当該「他人」を荷送人と認定しなければならない。

52.【実運送人の責任に係る法適用】海商法は、海上運送関係を調整する特別な法規定であり、一般法の規定の適用に優先しなければならない。海上貨物運送契約が関わる貨物の滅失又は損壊について、船荷証券所持人が実運送人に対してのみ賠償を主張することを選択した場合には、人民法院は、海商法の実運送人に関する規定を優先的に適用しなければならない。海商法に規定がない場合には、その他の法律の規定を適用する。

53.【運送人が提供するコンテナの堪荷性に係る義務】海商法第 47 条の堪荷性に係る義務に関する規定に基づき、運送人が提供するコンテナは、積載する貨物の安全な受入れ、積載及び保管という要求に適合しなければならない。

コンテナに欠陥が存在することによりコンテナ内の貨物の滅失又は損壊が生じた場合には、運送人は、相応の賠償責任を負わなければならない。運送人の前述の義務は、海上貨物運送契約中の異なる約定により免除されない。

54.【「貨物の本来の性質又は固有の欠陥」の認定】海商法第 51 条第 1 項第 9 号に定める「貨物の本来の性質又は固有の欠陥」とは、貨物が有する本質的・固有的性質又は欠陥をいい、同種の貨物が同等の正常な運送条件下において、たとえ海商法第 48 条に定める貨物管理義務を運送人が既に尽くし合理的で慎重な措置を講じていたとしてもなお損壊の発生を防止することができなかったものとして表される。

55.【貨物損失が発生した期間の挙証】海商法第 46 条の規定に基づき、運送人は、その責任期間に発生した貨物の滅失又は損壊について賠償責任を負う。請求者が貨物引渡時には海商法第 81 条の規定に基づき異議を提出していなかったが、その後、運送人に対して貨物損失の賠償を主張した場合において、貨物損失が発生した可能性のある原因及び区間が複数存在するときに、請求者は貨物損失が運送人の責任期間に発生した可能性があることを挙証・証明するのみで、貨物損失が運送人の非責任期間に発生した可能性を排除することができないときは、人民法院は、これを支持しない。

56.【大口のばら積み貨物の欠減についての運送人の責任負担】船舶運送の実務及び船舶運送の慣例に基づき、大口のばら積み貨物の運送過程においては、自然の消耗、積卸過程における散乱・残留・漏出及び喫水検査等の計量誤差等の原因により、往々にして合理的範囲内の欠減が生じることがある。荷卸し後に貨物の欠減が判明した場合において、運送人が免責を主張し、かつ、当該欠減が合理的な消耗、計量誤差及び関連する業界標準又は慣例に属することを挙証・証明したときは、運送人に貨物の欠減について免責することのできない過失があることを証明する証拠がある場合を除き、人民法院は、原則としてこれを支持しなければならない。荷卸し後に、貨物の欠減が関連する業界標準又は慣例から逸脱しているうえ、合理的な要因と不合理な要因それぞれがもたらした損失の区分を運送人が挙証することもできず、貨物欠減に係る全ての賠償責任を負うよう請求者が運送人に要求する場合には、人民法院は、原則としてこれを支持しなければならない。

57.【「不知約款」の適用規則】船荷証券は、運送人がそれを根拠に貨物を引き渡すことを保証する証書であり、運送人は、船荷証券上に貨物の状況をありのままに記載し、かつ、記載に従って船荷証券所持人に貨物を引き渡さなければならない。海商法第75条の規定に基づき、運送人又は運送人に代わって船荷証券を発行する者は、船積船荷証券を発行する状況において、船荷証券の記載を照合確認する適当な方法がない場合には、船荷証券上に注記を付し、照合確認不能である旨を説明することができる。運送貨物に損壊が生じた場合において、運送人は、船荷証券に記載された「不知約款」により賠償責任の免除を主張するときは、その注記が海商法第75条に定める事由に適合することについて挙証責任を負わなければならない。貨物の損壊原因は海商法第47条又は第48条に定める義務に運送人が違反したことでありと証明する証拠がある場合において、運送人が「不知約款」を援用してその賠償責任の免除を主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

58.【運送人が貨物を引き渡す根拠】運送人が船荷証券原本を発行しておらず、又は船荷証券原本を発行したが既に船荷証券原本を回収し、かつ、元地回収を採用して貨物を引き渡す旨約定している場合には、運送人は、運送契約の約定、荷送人の元地回収指示又は荷送人がその他の方式により行った指示に基づき、貨物を引き渡さなければならない。荷受人が船荷証券の原稿、船荷証券の副本等のみに基づいて運送人に貨物の引渡しを要求する場合には、人民法院は、これを支持しない。

59.【運送人は、指図式船荷証券に基づいた引渡しの際、合理的な慎重さをもって証券を審査しなければならない】指図式船荷証券原本の所持人が自身に対して貨物を引き渡すよう運送人に請求した場合には、運送人は、合理的な慎重さをもって船荷証券を審査しなければならない。裏書が連続していない指図式船荷証券原本に基づいて運送人が貨物を引き渡し、それにより生じた損失を負担するよう請求者が運送人に要求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、船荷証券所持人が裏書以外の他の適法な方式を通じて船荷証券の権利を取得したことを運送人が挙証・証明した場合を除く。

60.【運送人による貨物に対する留置権の行使】船荷証券又は運送契約が「運賃前払い」又は類似の性質の説明を明示しており、運送人が運賃未払いを理由として海商法第87条に基づき船荷証券所持人の貨物に対して留置権を主張する場合には、船荷証券所持人と荷送人が同一である場

合を除き、人民法院は、これを支持しない。

61.【目的港に貨物の引取人がいない場合の費用負担】船荷証券所持人が目的港において運送人に対し、貨物の引取りを主張せず、又はその他の権利を行使しなかった場合には、貨物を引き取る者がいないことにより生じる費用及びリスクは、荷送人が負う。運送契約関係により、運賃、保管料、コンテナ超過料金又は貨物を引き取る者がいないことにより生じるその他の費用を運送人が荷送人に主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

62.【船荷証券なしでの貨物引渡しに係る紛争の挙証責任】荷送人又は船荷証券所持人は、船荷証券なしでの貨物引渡しに係る損失の賠償を運送人に対して主張する場合には、自身が適法な船荷証券原本の所持人であること、運送人が船荷証券原本に基づかずに貨物を引き渡したこと及びこれにより被った損失を証明する初歩的な証拠を提供しなければならない。運送人は、貨物の引渡しが行われていない旨抗弁する場合には、貨物が依然としてその支配下にあることを挙証・証明しなければならない。

63.【船荷証券なしに貨物を引き渡した責任の免除に係る運送人の挙証】運送人は、「船荷証券原本なしに貨物を引き渡した事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定」第7条の規定を援用し、船荷証券なしに貨物を引き渡した民事責任を負わない旨主張する場合には、同条に定める荷卸港所在地の法律を提供し、かつ、自身は荷卸港所在地の法律の規定に従い、港まで運送した貨物を現地の税関又は港湾当局に引き渡した後、貨物に対する支配権を既に喪失したということを挙証・証明しなければならない。

64.【船荷証券なしでの貨物引渡しに係る訴訟時効の起算点】「船荷証券原本なしに貨物を引き渡した事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定」第14条第1項の規定に基づき、船荷証券なしに貨物を引き渡したことを理由として船荷証券原本所持人が運送人に対して提起する訴訟は、時効期間を1年とし、運送人が船荷証券所持人に対して引渡しをすべきであった日から起算する。即ち、当該航海が貨物を目的港まで運送し、かつ、引渡条件を具備した合理的な期日から起算する。

65.【コンテナ超過料金標準の認定】運送人が海上貨物運送契約によりコンテナ超過料金を主張し、運送契約にコンテナ超過料金について約定の標準がある場合には、人民法院は、当該約定に従って料金を確定することができる。約定の標準がないものの、コンテナ提供者のウェブサイトが公表している標準又は同種のコンテナ事業者のウェブサイトが公表している同時期同地域の市場標準を運送人が挙証・証明した場合には、人民法院は、これを信用に足る証拠として採用することができる。

民法典第584条に定める合理的に予見可能という規則及び第591条に定める損害軽減規則に基づき、運送人は、措置を遅滞なく講じて、コンテナの期間超過使用により自身に対してもたらされる損失を減少させなければならず、それゆえ、コンテナ超過料金の賠償額は、合理的な限度内であればならない。人民法院は、原則として、同種の新品コンテナの市場価格の相当額を基準として賠償額を確定するが、同時に具体的な事案の状況に基づき、適切に変動させ、又は調整するこ

とができる。

66.【コンテナ超過料金請求の訴訟時効】運送人は、海上貨物運送契約の履行過程においてコンテナを輸送用具として荷主の使用に供する場合には、海上貨物運送契約の法律関係に基づき訴訟時効を確定しなければならない。運送人がコンテナ超過料金を請求する訴訟時効期間は1年とし、コンテナの無料使用期間が満了した翌日から計算を開始する。

67.【港湾事業者は、運送人の免責又は責任制限の抗弁を主張することができない】海商法第58条及び第61条の規定に基づき、海上貨物運送契約に関わる貨物の滅失、損壊又は引渡遅延について提起された訴訟では、運送人の抗弁理由及び賠償責任制限に関する規定を適用する権利を有する者は、運送人、実運送人並びに運送人及び実運送人の被用者又は代理人とする。現存の法律の規定の下において、港湾事業者は、上記の範囲に属さず、港湾事業者が港湾作業中に貨物の損失をもたらした場合に、荷送人又は荷受人が権利侵害をもって港湾事業者に対して直接訴えを提起し、港湾事業者が海商法第58条及び第61条の規定を援用して免責又は賠償責任の制限を主張したときは、人民法院は、これを支持しない。

## （二）複合運送契約

68.【涉外複合運送契約事業者の責任体系「ネットワークシステム」】涉外要素を有する複合運送契約について、当事者は、複合運送契約に適用される法律を合意により選択することができる。当事者が選択しない場合には、最密接関係の原則を適用して準拠法を確定する。

複合運送契約について当事者が合意により中華人民共和国の法律の適用を選択し、又は最密接関係の原則に基づき中華人民共和国の法律が適用されるが、貨物の滅失又は損壊が国外のある運送区間において発生した場合には、人民法院は、海商法第105条の規定に基づき、当該区間の運送方式の調整に関する当該国の法律の規定を適用して複合運送事業者の賠償責任及び責任限度額を確定しなければならない。当該区間の運送方式の調整に関する中華人民共和国の法律に直接基づいて確定することはできない。訴訟時効に関する認定については、中華人民共和国の関連法の規定をなお適用しなければならない。

## （三）国内水路貨物運送契約

69.【荷受人の訴権】荷受人が運送人に対して貨物の引渡しを直接請求することができる旨を運送契約の当事者が約定している場合において、運送人が荷受人に貨物を引き渡しておらず、又は貨物の引渡しが契約の約定に適合していないときに、荷受人が運送人に賠償責任を負うよう請求したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。運送人の荷送人に対する抗弁については、荷受人に対して主張することができる。

70.【契約無効の結果】国内水路運送経営資質を取得していない運送人が締結した国内水路貨物運送契約は無効であり、運送人が荷送人又は荷受人に対し契約の約定を参照して違約金を支払うよう請求する場合には、人民法院は、これを支持しない。



国内水路運送経営資質を取得していない賃貸人が締結した航海備船契約は無効であり、賃貸人が賃借人又は荷受人に対し契約の約定を参照して滞船料を支払うよう請求する場合には、人民法院は、これを支持しない。

71.【内陸水運船舶は、海事賠償責任制限を享受してはならない】海商法第11章の海事賠償責任制限に関する規定が適用される船舶は、海商法第3条に定める海船でなければならない、内陸水運船舶には適用しない。海船の認定は、船舶検査証書に記載された航行能力及び航行許可区域に基づいて確認をしなければならず、内陸水運船舶の船舶の性質及びその航行許可区域は、船舶の実際の航行区域によって変わらない。

## 十二、保険契約に係る紛争事件の審理について

72.【評価未済保険の認定及び保険価額の挙証責任】海上保険契約で保険金額のみを約定し、保険価額を約定していないものは、評価未済保険とする。保険事故発生後、海商法第219条第2項の規定に基づき、保険価額を確定しなければならない。

海上保険契約が保険価額を約定していない場合において、損失金額又は保険金額に従って損害填補責任を負うよう被保険者が保険者に請求するときに、保険者は、保険価額が保険契約に約定された保険金額より高いことを理由として、海商法第238条の規定に基づき比例填補責任を負うことを主張するときは、保険価額について挙証責任を負わなければならない。保険者の挙証が不能である場合には、人民法院は、保険金額と保険価額の一致を認定することができる。

73.【超過保険の認定及び挙証責任】海上保険契約が保険価額を明確に約定している場合において、保険事故発生後、保険者が、保険契約において約定された保険金額が保険対象の実際の価額より明らかに高いことを理由として、海商法第219条第2項の規定に基づき保険価額を確定し当該保険価額を超える部分については損害填補責任を免除することを主張するときは、人民法院は、これを支持しない。但し、保険契約締結時に保険価額について隠蔽又は虚偽報告する故意が被保険者にあったことを証明する証拠を保険者が提供した場合を除く。

海上保険契約が保険価額を約定していない場合において、保険事故発生後、保険者が、海商法第219条第2項の規定に基づき保険価額を確定することを主張し、かつ、保険契約において約定された保険金額が保険価額より明らかに高いことを理由として、保険価額を上回る部分については損害填補責任を免除することを主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、海商法第219条第2項に基づき確定される保険価額を保険金額が明らかに上回ることを保険契約締結時に保険者が明らかに知っていたことを証明する証拠を被保険者が提供した場合を除く。

74.【共同海損分担に関連する海上保険損害填補請求権の訴訟時効】共同海損の分担のために損失を被った被保険者が保険契約により保険者に対して損害填補を請求する訴訟時効については、海商法第264条の規定を適用しなければならず、訴訟時効の起算点は、保険事故（共同海損事故）発生日とする。

海上保険契約の共同海損分担について、被保険者が既に共同海損精算の実行を申請しているものの、訴訟時効期間の最後の6か月内に、精算書がまだ作成されていないことにより被保険者が保険者に対して権利を主張することができない場合には、被保険者の主観的意思により制御することができない客観的状況に該当し、訴訟時効の停止を構成すると認定することができる。時効停止の原因が消滅した日、即ち精算書の作成日から、時効期間は継続して計算する。

**75.【沿岸・内陸水路保険契約の保険者の代位求償権の訴訟時効起算点】**沿岸・内陸水路保険契約の保険者の代位求償権の訴訟時効起算日は、法積（2001）18号「沿岸・内陸水路貨物運送に係る賠償請求権の時効期間をいかに確定するか」という問題に関する最高人民法院の回答」が定める訴訟時効起算時に基づいて確定しなければならない。

### 十三、船舶物権に係る紛争事件の審理について

**76.【海上貨物運送契約により生じた財産損失について船舶先取特権を主張する場合の法律適用】**運送人が海上貨物運送契約を履行する過程において、貨物の滅失又は損壊を生じさせた場合には、船積貨物の権利者が当該船に対して提起する財産賠償請求は、船舶先取特権を有しない。衝突した船舶に相互に過失があり船積貨物の滅失又は損壊が生じた場合には、船積貨物の権利者は、海商法第22条第1項第5号の規定に基づき、相手方の船舶に対して船舶先取特権を主張することができる。

**77.【海上旅客運送契約により生じた財産損失について船舶先取特権を主張する場合の法律適用】**運送人が海上旅客運送契約を履行する過程において、旅客の荷物の滅失又は損壊を生じさせた場合には、旅客が当該船に対して提起する財産賠償請求は、船舶先取特権を有しない。衝突した船舶に相互に過失があり旅客の荷物の滅失又は損壊が生じた場合には、旅客は、海商法第22条第1項第5号の規定に基づき、相手方の船舶に対して船舶先取特権を主張することができる。

**78.【名義借り船舶の差押え】**名義借り船舶の登記所有者の一般債権者は、民法典第225条に定める「善意の第三者」には該当せず、その債権請求権は、名義借り船舶の実際の所有者の物権に対抗することができない。一般債権者が名義借り船舶の差押えを申し立てた後、名義借り船舶の実際の所有者が差押えの解除を主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

名義借り船舶に対して抵当権、留置権及び船舶先取特権等の担保物権を有する債権者が名義借り船舶の差押えを申し立て、名義借り船舶の実際の所有者が差押えの解除を主張する場合には、債権者が善意の第三者ではないことを証明する証拠がある場合を除き、人民法院は、これを支持しない。

### 十四、海事権利侵害に係る紛争事件の審理について

**79.【同一の事故における当事船舶について同一の賠償限度額を適用】**同一の事故における当事船舶の海事賠償限度額に、海商法第210条第1項の規定の適用がある場合には、当事船舶が

海事賠償責任制限基金の設立を申請するか否か又は海事賠償責任制限を主張するか否かにかかわらず、中華人民共和国の港湾間の貨物運送又は沿岸作業に従事する他の当事船舶の海事賠償責任限度額にも、当該規定を適用しなければならない。

80.【単一責任制限制度の適用規則】海商法第 215 条の「先に相殺し、後で制限する」ということに関する規定は、同種の海事請求に適用する。双方に非人身死傷及び人身死傷の 2 種類の賠償請求が存在する場合には、異なる性質の賠償請求は、それぞれ相殺し、それぞれ制限しなければならない。

81.【養殖損害賠償の責任負担】船舶の衝突若しくは接触又は環境汚染により、海上及び海に通じる航行可能水域の養殖施設・養殖物が損害を受けるに至った場合には、被権利侵害者は、権利侵害者がこれによりもたらした養殖施設の損失、養殖物の損失、生産回復期間に減少する収入の損失及び障害物排除・危険除去・損失確定のために支出する合理的な費用の賠償を権利侵害者に請求することができる。養殖施設の損失及び収入損失の計算標準については、「船舶油濁損害賠償紛争事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定」の関連規定によること又は同規定を参照することができる。

被権利侵害者は、養殖損害について賠償を主張する場合には、事故発生時において既に法により海域使用権証及び養殖許可証を自身が取得していたことを証明する証拠を提出しなければならない。養殖が関連行政主管部門の許可を経していない場合には、人民法院は、収入損失の請求について支持しない。但し、被権利侵害者が、自身が使用権及び養殖許可を取得する必要がない旨を挙証・証明した場合を除く。

被権利侵害者がみだりに港区・航路において養殖を行い、又は法どおりに安全措置を講じておらず、養殖損害の発生について故意・過失がある場合には、権利侵害者の賠償責任を軽減又は免除することができる。

#### 十五、その他の海事事件の審理について

82.【清掃単位が清掃費用について民事訴訟を提起する訴権】清掃単位が海事行政機関の指名を受け清掃作業を完了した後、清掃単位が清掃費用について汚染責任者に対し民事訴訟を直接提起する場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

83.【雇用単位が船員のために労災保険に加入する法定義務】船員と労働契約関係を有する雇用単位は、船員のために商業保険に加入する場合には、これにより、船員のために労災保険に加入するという当該雇用単位の法定義務が免除されることはない。船員は、雇用単位が船員のために加入した商業保険金の支払いを受けた後もなお法により労災保険給付を請求することができる。

84.【同一の船舶所有者の船舶同士による救助状況下での救助費用請求権】同一の船舶所有者の船舶の間で救助が行われた場合には、海商法第 187 条に定める事由が当該船舶に存在する場合を除き、救助者の救助費用は、取り消され、又は減額されないものとする。

85.【船員の労務紛争の挙証責任】船員が労務により損害を被り、船舶所有者に対し賠償責任を主張する場合において、船員自身に故意・過失があったことを船舶所有者が挙証・証明することができないときは、人民法院は、損害賠償責任に関する船員の訴訟請求について、これを支持しなければならない。船員自身に故意・過失があったことを船舶所有者が挙証・証明し、かつ、船員自らが相応の責任を負うことを命じる判決を求める場合には、人民法院は、船舶所有者の抗弁について、これを支持する。

86.【基金設立手続における管轄権異議】利害関係者は、海事賠償責任制限基金の設立申請を受理する法院の管轄権について異議がある場合には、海事訴訟特別手続法第 106 条の期間に関する規定を適用しなければならない。

87.【裸傭船の経営により生じた裸傭船の賃借人の債務の、裸傭船の賃借人又は船舶所有者の破産時における弁済受領問題】裸傭船の賃借人であって船舶所有者ではない者が責任を負うべき海事請求により、裸傭船の船舶に対して差押え・競売が申し立てられた場合において、裸傭船の賃借人が破産手続に入ったときは、当該海事請求は破産債権に属するが、裸傭船の船舶は裸傭船の賃借人の財産ではなく、破産財団には属さないところ、債権者は、破産手続ではなく海事訴訟手続を通じて債務を弁済させることができる。

裸傭船の賃借人が責任を負うべき海事請求により裸傭船の船舶に対して差押え・競売が申し立てられ、かつ、当該海事請求が船舶先取特権・抵当権・留置権を有する場合において、船舶所有者が破産手続に入ったときは、請求者は、船舶代金から優先的に弁済を受ける権利を行使し、かつ、無担保の破産債権者が破産財団計画に従って弁済を受ける前に弁済を行うよう、破産手続開始後に、直接、破産管理人に対して請求することができる。

88.【船舶所有者の破産手続の船舶差押え及び競売に対する影響】海事法院は、海事請求保全に基づくもの、効力の生じた裁判文書を執行するためのもの等、如何なる原因により船舶を差し押さえ、及び競売する場合であっても、船舶所有者に対する破産申請が受理されたことを知った後には、遅滞なく差押えを解除し、及び競売手続を中止しなければならない。

破産手続の前に当事者が既に船舶差押えを申し立て、後に破産手続に基づき差押えを解除した場合には、船舶先取特権に関して既に行行使された法的効果は、影響を受けない。船舶所有者が破産手続に入った後、当事者が船舶差押の申立てができないことは、差押えを通じて船舶先取特権を行使することができない法定の事由に該当し、当該期間は、船舶先取特権を行使する法定の 1 年という期間に算入しないことができる。先取特権が生じる船舶の競売代金から優先的に弁済を受けることを、船舶所有者が破産手続に入った後に、船舶先取特権者が直接申告して要求し、かつ、当該申告が船舶先取特権を行使する法定の 1 年という期間を超過していない場合には、当該船舶先取特権が担保する債権は、一般破産債権の前に優先的に弁済されなければならない。

船舶の差押え・競売により生じる評価・監視費用等の支出については、法発[2017]2 号「執行事件の破産審査への移送における若干の問題に関する最高人民法院の指導意見」第 15 条の規定

に基づき、債務者の財産から随時弁済することができる。

89.【海上交通事故責任認定書の不可訴性】「中華人民共和国海上交通安全法」第 85 条第 2 項の「海事管理機構は、海上交通事故調査報告を受領した日から 15 業務日以内に、海上交通事故を処理した証拠として、事故責任認定書を作成しなければならない」という規定に基づき、海上交通事故責任認定行為は行政行為に属さず、海上交通事故責任認定書について、行政訴訟の事件受理範囲に組み入れるのは適切ではない。海上交通事故責任認定書は、船舶衝突紛争等の海事事件の証拠とすることができ、人民法院は、挙証・質証手続を通じて当該責任認定書の証明力について認定を行う。

#### 仲裁司法審査部分

#### 十六、仲裁合意の効力確認申立事件の審査について

90.【仲裁合意の効力確認申立ての訴訟事件の範囲】当事者の間で仲裁合意の成立・効力発生・失効の成否及び特定の当事者を拘束するか否か等について争いが生じ、当事者が人民法院に確認をするよう申し立てた場合には、人民法院は、仲裁合意の効力確認申立事件として受理し、かつ、当事者の請求に対して裁定を下さなければならない。

91.【仲裁合意の効力確認申立ての訴えと仲裁管轄権決定の矛盾】「仲裁合意の効力確認におけるいくつかの問題に関する最高人民法院の回答」第 3 条の規定に基づき、仲裁合意の効力確認を請求する当事者の申立てを仲裁機構が人民法院より先に受理し、かつ、既に決定を下している場合において、当事者が人民法院に仲裁合意の効力確認申立ての訴えを提起したときは、人民法院は、これを受理しない。

92.【仲裁合意放棄の認定】原告が人民法院に訴えを提起する際に仲裁合意があることを表明しておらず、被告が第 1 回の開廷前に仲裁合意の存在を理由として異議を提出しない場合には、原告・被告が仲裁合意を放棄したものとみなす。原告がその後訴え提起を撤回しても、双方当事者が訴訟行為を通じて仲裁合意を既に放棄したという人民法院の認定に影響しない。

被告が応訴答弁せず、かつ、審理を欠席した場合には、被告が仲裁合意を放棄したものとみなさないものとする。人民法院は、審理過程において有効な仲裁合意の存在が判明した場合には、原告の訴え提起を却下する裁定をしなければならない。

93.【仲裁合意の効力の認定】仲裁法司法解释第 3 条の規定に基づき、人民法院は、仲裁合意が明確な仲裁機構を約定しているか否かを審査する場合には、仲裁合意の有効性に有利であるという原則に従って認定をしなければならない。

94.【「まず仲裁、後に訴訟」という紛争解決条項の効力の認定】当事者が仲裁合意において、紛争

発生後に「まず仲裁を行い、後に訴訟を行う」旨を約定した場合には、仲裁法司法解释第7条に定める仲裁合意無効事由に該当しない。仲裁法第9条第1項の、仲裁判断が下された後に当事者は同一の紛争について人民法院に訴えを提起してはならないということに関する規定に基づき、「まず仲裁を行い、後に訴訟を行う」という訴訟に関する約定は、無効である。但し、仲裁合意の効力には影響しない。

**95.【仲裁規則を約定したのみである場合の仲裁合意の効力の認定】**当事者が仲裁合意において明確な仲裁機構を約定していないが、ある仲裁機構の仲裁規則の適用を約定した場合には、当事者が当該仲裁機構の仲裁を約定したものとみなす。但し、これに反する規定が仲裁規則にある場合を除く。

**96.【約定の仲裁機構と仲裁規則が一致していない場合の仲裁合意の効力認定】**当事者が仲裁合意において、中国本土の仲裁機構による「国際連合国際商取引法委員会仲裁規則」を適用した仲裁を約定した場合において、当該約定が臨時仲裁に関する約定であることを理由として一方当事者が仲裁合意の無効を主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

**97.【主たる契約と従たる契約の紛争解決方式の認定】**当事者は、主たる契約及び従たる契約において、それぞれ訴訟及び仲裁という2種類の異なる紛争解決方式を約定した場合には、主従契約の約定に従ってそれぞれ紛争解決方式を確定しなければならない。

当事者が主たる契約において紛争解決方式を仲裁と約定し、従たる契約には紛争解決方式を約定していない場合には、主たる契約中の仲裁合意は、従たる契約の当事者を拘束することができない。但し、主従契約の当事者が同一である場合を除く。

#### 十七、仲裁判断の取消し又は不執行申立事件の審査について

**98.【仲裁判断の執行申立事件の審査根拠】**我が国本土の仲裁機構が下した非涉外仲裁判断の執行申立事件についての人民法院の審査には、民事訴訟法第244条の規定を適用する。我が国本土の仲裁機構が下した涉外仲裁判断の執行申立事件についての人民法院の審査には、民事訴訟法第281条の規定を適用する。

人民法院は、前項の規定に基づき、被申立人が主張する仲裁判断不執行事由について審査を行う。被申立人が主張していない事由又は被申立人の主張事由で民事訴訟法第244条第2項若しくは第281条第1項に定める法定事由の範囲を超えるものについては、人民法院は、審査をしない。

人民法院は、民事訴訟法第244条第3項又は第281条第2項の規定に基づき、判断執行が社会公共の利益に反するか否かを職権により審査しなければならない。

**99.【仲裁調停書の取消申立て】**仲裁調停書は、仲裁判断書と同等の法的効力を有する。当事者が仲裁調停書の取消しを申し立てる場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。人

民法院は、仲裁法第 58 条の規定に基づき、当事者が提出した仲裁調停書取消しの申立てについて審査を行わなければならない。当事者が涉外仲裁調停書の取消しを申し立てた場合には、仲裁法第 70 条の規定に基づき審査を行う。

100.【国外仲裁機構が我が国本土において下した判断の執行】国外仲裁機構が我が国本土を仲裁地として下した仲裁判断は、我が国本土の涉外仲裁判断とみなさなければならない。当事者が仲裁地の中級人民法院に対して仲裁判断の取消しを申し立てる場合には、人民法院は、仲裁法第 70 条の規定に基づいて審査を行わなければならない。当事者が執行を申し立てる場合には、民事訴訟法第 281 条の規定に基づき審査を行う。

101.【法定手続への違反の認定】仲裁法が規定する仲裁手続、当事者が選択した仲裁規則又は仲裁手続についての当事者の特別な約定に違反し、事件の公正な判断に影響する可能性があることが人民法院の審査を経て事実である場合には、仲裁法第 58 条第 1 項第 3 号に定める事由であると認定しなければならない。

102.【仲裁判断の逸脱認定】仲裁判断の事項が当事者の仲裁請求又は仲裁合意約定の範囲を超えることが人民法院の審査を経て事実である場合には、仲裁法第 58 条第 1 項第 2 号及び民事訴訟法第 244 条第 2 項第 2 号に定める「判断した事項が仲裁合意の範囲に属さない」という事由を構成すると認定しなければならない。

仲裁判断が事実解明及び理論説明部分においては仲裁請求又は仲裁合意約定の仲裁事項の範囲以外の内容に関わるが、判断事項については仲裁請求又は仲裁合意約定の仲裁事項の範囲を超えない場合において、仲裁法第 58 条第 1 項第 2 号又は民事訴訟法第 244 条第 2 項第 2 号に定める事由を構成することを理由として、当事者が仲裁判断の取消し又は不執行を請求する場合には、人民法院は、これを支持しない。

103.【仲裁権限を有しないことの認定】仲裁判断を下した仲裁機構が仲裁合意約定の仲裁機構ではないこと、又は判断事項が法律に定め、若しくは当事者が選択した仲裁規則に定める仲裁不可事項であることが人民法院の審査を経て事実である場合には、仲裁法第 58 条第 1 項第 2 号及び民事訴訟法第 244 条第 2 項第 2 号に定める「仲裁機構が仲裁権限を有しない」という事由を構成すると認定しなければならない。

104.【再仲裁の適用】申立人が仲裁判断の取消しを申し立てた場合において、人民法院が審査を経て、取消しをすべき事由は存在するものの再仲裁を通じて補填することができることを認めるときは、人民法院は、再仲裁するよう仲裁廷に通知することができる。

人民法院は、仲裁廷による再仲裁を決定した場合には、一定の期限内に再仲裁するよう仲裁廷に通知し、かつ、再仲裁を要求する具体的理由を通知において説明し、同時に取消手続の中止を裁定する。人民法院が指定した期限内に仲裁廷が再仲裁を開始した場合には、人民法院は、取消手続の終結を裁定しなければならない。

仲裁廷が再仲裁を拒絶し、又は人民法院の指定した期限内に再仲裁を開始しない場合には、人民法院は、取消手続の再開を裁定しなければならない。

#### 十八、外国仲裁判断の承認及び執行申立事件の審査について

105.【「ニューヨーク条約」第4条の理解】申立人は、外国仲裁判断の承認及び執行を人民法院に申し立てる場合には、「ニューヨーク条約」第4条の規定に基づき、相応の資料を提出しなければならない。提出した資料が「ニューヨーク条約」第4条の規定に適合していない場合には、人民法院は、その申請が受理条件に適合していない旨認定し、これを受理しないとの裁定をしなければならない。既に受理している場合には、申立てを却下する裁定をする。

106.【「ニューヨーク条約」第5条の理解】人民法院は、「ニューヨーク条約」を適用して外国仲裁判断の承認及び執行の申立事件を審理する場合には、「ニューヨーク条約」第5条の規定に基づき、被申立人が主張する仲裁判断の不承認及び不執行事由について審査を行わなければならない。被申立人が主張していない事由又はその主張事由で「ニューヨーク条約」第5条第1項に定める法定事由の範囲を超えるものについては、人民法院は、審査をしない。

人民法院は、「ニューヨーク条約」第5条第2項の規定に基づき、我が国の法律により仲裁することができない判断事項が仲裁判断に存在するか否か並びに仲裁判断の承認及び執行が我が国の公共政策に反するか否かを、職権により審査しなければならない。

107.【協議前置手続を履行せずとも約定の手続に違反しない】人民法院が「ニューヨーク条約」を適用して外国仲裁判断の承認及び執行申立事件を審理する際に、当事者が仲裁合意において「まず協議により解決し、協議不成立となつてから仲裁に付託する」旨約定している場合において、一方当事者が協議を経ないまま仲裁を申し立て、他方当事者が、協議前置手続に違反した相手方の行為は「ニューヨーク条約」第5条第1項d号に定める仲裁手続と各当事者間の合意との不一致を構成することを理由として仲裁判断の不承認及び不執行を主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

108.【公共政策に反する状況】人民法院が「ニューヨーク条約」に基づいて外国仲裁判断の承認及び執行事件を審理する際に、当事者間の仲裁合意は不成立、無効、失効又は執行不能であると人民法院の効力を生じた裁定が既に認定しており、当該判断を承認及び執行すると人民法院の効力を生じた裁定と相互に矛盾することになる場合には、「ニューヨーク条約」第5条第2項b号に定める我が国の公共政策に反する状況を構成すると認定しなければならない。

109.【承認及び執行手続中の仲裁保全】当事者が外国仲裁判断の承認及び執行を人民法院に申し立て、人民法院が申立てを受理した後、当事者が財産保全を申し立てた場合には、人民法院は、民事訴訟法及び関連する司法解釈の規定を参照して執行することができる。申立人は、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合には、申立てを却下する裁定をする。

#### 十九、仲裁司法審査手続のその他の問題



110.【仲裁司法審査裁定の上訴及び再審申立て】人民法院が「仲裁司法審査の若干の問題に関する最高人民法院の規定」第7条、第8条及び第10条の規定に基づき、申立人の申立てが受理条件に適合していないために下した不受理裁定、受理条件に適合していないことが立件後に判明して下した申立却下裁定、及び管轄権異議に対して下した裁定について、当事者は、不服がある場合には、上訴を提起することができる。不受理・訴え提起却下の裁定に対しては、当事者は、法により再審を申し立てることができる。

上記の3種類の裁定を除き、人民法院が仲裁司法審査事件の審理において下すその他の裁定は、送達されると直ちに法的効力を生じる。当事者が再議を申し立て、上訴を提起し、又は再審を申し立てる場合には、人民法院は、これを受理しない。但し、法律・司法解釈に別段の定めがある場合を除く。

## 二十、香港・マカオ・台湾に関わる商事海事事件の参照適用について

111.【香港・マカオ・台湾に関わる事件における本紀要の参照適用】香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区に関わる商事海事紛争事件について、関連する司法解釈が規定していない場合には、本紀要の涉外商事海事紛争事件に関する規定を参照して処理する。

### 凡例

1. 法的文書の名称における「中華人民共和国」は、省略する。例えば、「中華人民共和國民法典」は、民法典という。
2. 「中華人民共和國仲裁法」は、仲裁法という。
3. 「中華人民共和國海商法」は、海商法という。
4. 「中華人民共和國涉外民事關係法律適用法」は、涉外民事關係法律適用法という。
5. 「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」は、「ハーグ送達条約」という。
6. 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」は、「ニューヨーク条約」という。
7. 「中華人民共和國民事訴訟法」(2021年改正)は、民事訴訟法という。
8. 「中華人民共和國海事訴訟特別手続法」は、海事訴訟特別手続法という。
9. 「『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」は、民事訴訟法司法解釈という。
10. 「『中華人民共和國仲裁法』の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」は、仲裁法司法解釈という。

（法令原文名称：全国法院涉外商事海事审判工作座谈会会议纪要）

<sup>1</sup> 訳注：中国語原文を直訳したのですが、正しい規定名称は「仲裁司法審査事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定」（《最高人民法院關於審理仲裁司法審查案件若干問題的規定》）であると思われます。